

[別紙]

加古川地域森林計画の一部変更 新旧対照表

新			旧		
I 計画の大綱 [省略]			I 計画の大綱 [省略]		
II 計画事項			II 計画事項		
<p>第1 計画の対象とする森林の区域</p> <p>地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。</p> <p>また、地域森林計画の対象となる民有林は、次の事項の対象となる。</p> <p>(1) 森林法(昭和26年法律第259号)第10条の2第1項の開発行為の許可</p> <p>(2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出</p> <p>(3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出</p>			<p>第1 計画の対象とする森林の区域</p> <p>地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。</p> <p>また、地域森林計画の対象となる民有林は、次の事項の対象となる。</p> <p>(1) 森林法(昭和26年法律第259号)第10条の2第1項の開発行為の許可</p> <p>(2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出</p> <p>(3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出</p>		
事務所名	市町名	面積 (ha)	事務所名	市町名	面積 (ha)
総計		<u>195,657.02</u>	総計		<u>195,795.96</u>
神戸農林 振興事務所	神戸市	<u>21,032.76</u>	神戸農林 振興事務所	神戸市	<u>21,119.73</u>
	小計	<u>21,032.76</u>		小計	<u>21,119.73</u>
阪神農林 振興事務所	尼崎市	—	阪神農林 振興事務所	尼崎市	—
	西宮市	3,439.15		西宮市	3,439.15
	芦屋市	570.21		芦屋市	570.21
	伊丹市	—		伊丹市	—
	宝塚市	<u>5,322.28</u>		宝塚市	<u>5,329.20</u>
	川西市	2,050.56		川西市	2,050.56

	三田市	<u>13,133.53</u>
	猪名川町	6,920.47
	小計	<u>31,436.20</u>
加古川農林 水産振興事務所	明石市	68.81
	加古川市	2,971.52
	高砂市	355.78
	稲美町	139.39
	播磨町	—
	小計	3,535.50
加東農林 振興事務所	西脇市	9,378.14
	三木市	<u>6,995.14</u>
	小野市	2,209.02
	加西市	<u>6,310.78</u>
	加東市	<u>6,449.90</u>
	多可町	<u>14,869.31</u>
	小計	<u>46,212.29</u>
丹波農林 振興事務所	丹波篠山市	<u>27,679.98</u>
	丹波市	<u>36,316.21</u>
	小計	<u>63,996.19</u>
洲本農林 水産振興事務所	洲本市	<u>9,588.41</u>
	南あわじ市	12,677.78
	淡路市	<u>7,177.89</u>
	小計	<u>29,444.08</u>

(注) 1 本計画の対象とする森林は、兵庫県農林水産部林務課のほか各事務所に備え付ける森林計画図において表示する区域の民有林である。

	三田市	<u>13,174.91</u>
	猪名川町	6,920.47
	小計	<u>31,484.50</u>
加古川農林 水産振興事務所	明石市	68.81
	加古川市	2,971.52
	高砂市	355.78
	稲美町	139.39
	播磨町	—
	小計	3,535.50
加東農林 振興事務所	西脇市	9,378.14
	三木市	<u>6,998.42</u>
	小野市	2,209.02
	加西市	<u>6,311.34</u>
	加東市	<u>6,450.12</u>
	多可町	<u>14,867.59</u>
	小計	<u>46,214.63</u>
丹波農林 振興事務所	丹波篠山市	<u>27,680.15</u>
	丹波市	<u>36,316.63</u>
	小計	<u>63,996.78</u>
洲本農林 水産振興事務所	洲本市	<u>9,588.82</u>
	南あわじ市	12,677.78
	淡路市	<u>7,178.22</u>
	小計	<u>29,444.82</u>

(注) 1 本計画の対象とする森林は、兵庫県農林水産部林務課のほか各事務所に備え付ける森林計画図において表示する区域の民有林である。

2 この表に掲げる森林面積は、令和6年3月31日現在のものである。

第2 [省略]

第3 [省略]

第4の1～第4の3 [省略]

第4の4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

① 松くい虫被害対策

<対象松林概況と被害対策の実施方針>

	松林区分	松林区分毎の実施方針
防 除 区 域	【県指定】 高度公益機能 森林	保安林及びそれに準じた機能の高い松林を対象として区域を指定し、地上散布・樹幹注入等の予防対策と伐倒駆除等の駆除対策を効果的に実施し、重点的に防除する。
	【市町指定】 地区保全森林	木材資源として優良な松林、又は松たけ山等地域経済上重要な松林で、主に高度公益機能森林と一体(高度公益機能森林から概ね10km以内かつ面積10ha以上)となって保全を図る松林を対象として区域を指定し、高度公益機能森林に準じて防除を実施する。

2 この表に掲げる森林面積は、令和5年3月31日現在のものである。

第2 [省略]

第3 [省略]

第4の1～第4の3 [省略]

第4の4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

① 松くい虫被害対策

<対象松林概況と被害対策の実施方針>

	松林区分	松林区分毎の実施方針
防 除 区 域	【県指定】 高度公益機能 森林	保安林及びそれに準じた機能の高い松林を対象として区域を指定し、 <u>特別防除</u> ・地上散布・樹幹注入等の予防対策と伐倒駆除等の駆除対策を効果的に実施し、重点的に防除する。
	【市町指定】 地区保全森林	木材資源として優良な松林、又は松たけ山等地域経済上重要な松林で、主に高度公益機能森林と一体(高度公益機能森林から概ね10km以内かつ面積10ha以上)となって保全を図る松林を対象として区域を指定し、高度公益機能森林に準じて防除を

周 辺 区 域	【県指定】 被害拡大 防止森林	高度公益機能森林の周辺(概ね2 km)にある松林を対象として区域を指定し、高度公益機能森林への被害拡大を防止するため、伐倒駆除の実施及び感染源の除去による樹種転換を促進する。	周 辺 区 域		実施する。
	【市町指定】 地区被害拡大 防止森林	地区保全森林周辺(概ね2 km)にある松林を対象として区域を指定し、地区保全森林への被害拡大を防止するため、被害拡大防止森林に準じて防除を実施する。		【県指定】 被害拡大 防止森林	高度公益機能森林の周辺(概ね2 km)にある松林を対象として区域を指定し、高度公益機能森林への被害拡大を防止するため、伐倒駆除の実施及び感染源の除去による樹種転換を促進する。
②	[省略]		②	[省略]	
(2) ~ (3)	[省略]		(2) ~ (3)	[省略]	
第5	[省略]		第5	[省略]	
第6の1 ~ 第6の4	[省略]		第6の1 ~ 第6の4	[省略]	
第6の5 保安林整備及び治山事業に関する計画			第6の5 保安林整備及び治山事業に関する計画		
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等			(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等		
① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積			① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積		

保安林の種類	面積 (ha)		備考
		前半5カ年の 計画面積	
総数(実面積)	51,383	50,553	
水源涵養のための保安林	30,061	29,667	
災害防備のための保安林	20,761	20,325	
保健、風致の保存等のため の保安林	4,686	4,686	

※総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、
水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

②～③ [省略]

(2)～(3) [省略]

第6の5 [省略]

第7 [省略]

保安林の種類	面積 (ha)		備考
		前半5カ年の 計画面積	
総数(実面積)	51,383	50,553	
水源涵養のための保安林	30,061	29,667	
災害防備のための保安林	20,761	20,325	
保健、風致の保存等のため の保安林	4,686	4,686	

<新設>

②～③ [省略]

(2)～(3) [省略]

第6の5 [省略]

第7 [省略]